

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年11月7日(金) 15時00分～15時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項 第3号 農用地利用集積促進計画案の認可について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について
報告事項 第5号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和顔 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和7年第11回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 北見委員、4番 山川委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から5について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 笠名 浜 1534 番 2、登記地目、現況地目、共に畑で面積 198 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、船橋市にお住まいの 82 歳の方、譲受人は横浜市にお住まいの 57 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、トマト等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号2 所在地は国分 天神前 956 番 2 外 3 筆、合計面積 2,160 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、四街道市にお住まいの 60 歳の方、譲受人は市内山本にお住まいの 68 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をやめるため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、菜花等を栽培し、農業経営規模を

拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は正木 反町 1502 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積 2,593 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの 95 歳の方、譲受人も市内正木にお住いの 59 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、トマトやキュウリ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は香 不知名 1007 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 99 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内香にお住いの 75 歳の方、譲受人は港区にお住いの 41 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、枇杷等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号 5 所在地は坂足 居下 43 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 178 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県にお住いの 63 歳の方、譲受人は市内坂足にお住いの 58 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、キュウリ等を栽培し、新規就農したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

議長

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主 事

資料2ページ、整理番号1 所在地は 大賀 中神田 931 番 1 外 3 筆、登記地目畑、現況地目雑種地、で合計面積 557 m²の案件です。

申請人は南房総市の法人及び日野市の法人です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は当初、社員用住宅で許可を得たが、事業が悪化したことにより、計画の実行が不可能となったため。譲受人は事務所兼保養所として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農業振興地域にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年3月1日に工事着手し、令和8年7月20日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、当初の計画内容が実行不可能となったため

計画を事務所兼保養所へ変更しようとする申請になります。
7 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 3 ページ、整理番号 1 から 4 について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は笠名 新田 1103 番、登記地目、現況地目共に田で、面積 525 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は笠名の法人です。

転用の事由及び施設は、居住環境の良い申請地に社宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 7 年 12 月 1 日に工事着手し、令和 8 年 6 月 30 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2 所在地は坂足 清水 64 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で面積 231 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内坂足にお住まいの 58 歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請地の隣地に永住するつもりで専用住宅を建設したが、子供たちの成長とともに手狭となったため、新たに自分たちが住む専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、集团的に存在している農地であると認められますので、第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用できませんが、住宅等で集落に接続して設置されるものは許可できることとなっていることから、それに該当すると判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年12月15日に工事着手し、令和8年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は国分 萱野 1040 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で面積 288 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内八幡にお住まいの 35 歳の方です。

転用の事由及び施設は、結婚を機に家族で居住できる専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年1月15日に工事着手し、令和8年6月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は大賀 中神田 931 番 1、登記地目畑、現況地目雑種地、で合計面積 557 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は日野市の法人です。

転用の事由及び施設は、法人は建設業を営んでおり、近年南房総地域での業務が増えてきているため、仕事の効率を上げるための事務所及び保養所を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年3月1日に工事着手し、令和8年7月20日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要

な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、社宅を建設するための申請になります。
7番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、専用住宅を建設するための申請になります。
9番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号3については、専用住宅を建設するための申請になります。
2番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長	整理番号4については、事務所兼保養所を建設するための申請になります。 7番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、報告事項第1号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。 資料の4ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。
副主幹	整理番号1 所在地は、正木 新田 4531、外1筆、面積4,807㎡について、合意解約が成立、解約理由は、自分で管理するためとのことです。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。何か不明な点がありますか。 無いようですので、第1号の報告を終わります。
副主幹	つづきまして、報告事項第2号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。 資料の5から13ページ、整理番号1から12について、事務局より説明をお願いします。

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 8 から 9 ページの合計 12 件で、地域計画内での貸し借りです。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 11 から 13 ページのチェックリストにありますように、個人 9 件、法人 2 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 10 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を報告します。

資料の 14 から 16 ページ、整理番号 1 から 11 について、事務局より説明をお願いします。

副主席

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、7 月の総会で皆様にご報告した案件です。令和 7 年 10 月 17 日付けで、地域計画内が 3 件、地域計画外が 7 件、貸し付けが 1 件、合計 11 件が県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

	無いようですので、第 3 号の報告を終わります。 つづきまして、報告事項第 4 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。 資料の 17 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
主 事	整理番号 1 所在地は 佐野 南原 101 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 1,057 m²です。 申出者は市内佐野にお住まいの方です。 申出理由は、高齢で耕作できないため売却したいとのことです。 説明は以上です。
議 長	説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。 あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名をお願いすることになっております。 整理番号 1 について、神戸地区ですので、川口推進委員と鈴木推進委員をお願いします。 何か、不明な点はありますか。 無いようですので、第 4 号の報告を終わります。
主 事	つづきまして、報告事項第 5 号「廃土処理（公共事業施行）事業届出について」を報告します。 資料の 18 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。 廃土処理（公共事業施行）事業届出とは、公共事業施行者が自ら農地所有者と土地の貸借契約を結ぶ場合は、公共事業施行者が届け出ればよいこととなっております。 公共事業施行者は千葉県安房土木事務所長で、申出理由は、市道 9052 号線道路改良工事施行による廃土を、申請地に搬入し、所有者は畑として使用するとのことです。

整理番号1 所在地は 上野原 辻道 51 番 1、登記地目、現況地目、共に田で面積は 2,105 m²です。所有者は市内上野原の方です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第 5 号の報告を終わります。

以上で、第 11 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 北 見 昌 夫

館山市農業委員会委員 山 川 み き 子

